

# 南海トラフ地震防災対策計画を 提出してください

## 南海トラフ地震防災対策計画とは？

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等を定めた計画のこと。



広島県防災キャラクター「タスケ三兄弟」

## 計画概要

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が、平成25年12月27日に施行されました。
- この法律に基づき、平成26年3月28日に、広島県では、17市町が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という）に指定されました。
- 推進地域に指定された地域では、国・地方公共団体・関係事業者・地域住民等が、それぞれの立場から地震防災対策を推進することが求められます。
- 特に、広島県津波浸水想定図における浸水深30cm以上の区域内で、病院、百貨店等、不特定多数の者が出入りする施設又は事業等を管理・運営する者は、あらかじめ津波からの円滑な避難の確保に関する事項などを定めた南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という）を作成し、すみやかに県知事等に提出する義務があります。
- なお、既に東南海・南海地震防災対策計画を提出している場合でも、計画内容が変わる場合は、再提出の必要があります。

提出方法などはウラ面をご覧ください。

お問い合わせ先一覧

### 【対策計画全般に関すること】

広島県危機管理監危機管理課 ☎082-513-2784 〒730-8511 広島市中区基町10-52

### 【対策計画の特例（消防法関係）に関すること：お近くの消防局・消防本部】

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| ■広島市消防局 ☎082-546-3476   | ■呉市消防局 ☎0823-26-0315       |
| ■三原市消防本部 ☎0848-62-2101  | ■尾道市消防局 ☎0848-55-9122      |
| ■大竹市消防本部 ☎0827-54-0119  | ■福山地区消防組合消防局 ☎084-928-1193 |
| ■東広島市消防局 ☎082-422-5648  | ■廿日市市消防本部 ☎0829-32-8111    |
| ■江田島市消防本部 ☎0823-40-0119 | ■府中町消防本部 ☎082-286-3119     |

詳しくは広島県ホームページより▶ 南海トラフ地震防災対策計画 [検索](#) をご覧ください。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

## 1 対策計画を作成すべき区域

広島市 呉市 竹原市 三原市 尾道市 福山市 東広島市  
大竹市 廿日市市 江田島市 府中町 海田町 坂町 大崎上島町

の浸水深30cm以上の区域

## 2 対策計画を作成すべき者

病院、劇場、百貨店、旅館 …その他不特定多数の者が出入りする施設  
石油類、火薬類、高圧ガス …その他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設  
鉄道事業 …その他一般旅客運送に関する事業  
地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業 …学校、社会福祉施設、道路、水道、電気、ガス、通信、放送など

## 3 提出方法

4の提出先まで対策計画を郵送または直接お持ちください。

## 4 提出先等

- ▶ 県知事または、市町消防等 (6の対策計画の特例に該当する場合)に提出ください。
  - ▶ 併せて、写しを市町長 (当該事業所の所在する市町)に提出ください。
- ※図面その他必要な書類の添付が必要な場合があります。詳しくはお問い合わせください。

## 5 対策計画に定めるべき事項

- ▶ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項  
津波に関する情報伝達方法、避難場所、避難経路、その他必要な対策、応急対策の実施要員の確保、その他業種別に定めるべき事項。
- ▶ 南海トラフ地震に係る防災訓練  
年1回以上の訓練の実施、実施内容、方法等
- ▶ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育・広報に関する事項  
職員に対する教育の実施、実施内容、方法等

なお、上記の内容は、県・市町の定める推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはなりません。

## 6 特例

次の計画又は規程などにおいて、「津波からの円滑な避難の確保に関する事項」等について定めた場合は、対策計画とみなすことができます。この場合は、計画又は規程などの変更届を提出してください。

消防法：「消防計画」、「予防規程」 火薬類取締法：「危害予防規程」 高圧ガス保安法：「危害予防規程」  
ガス事業法：「保安規程」 電気事業法：「保安規程」 石油コンビナート等災害防止法：「防災規程」

など

## 7 その他

施設の拡大、事業内容の変更などにより、対策計画を変更する必要があるときは、遅延なく対策計画を変更し、提出する必要があります。

## 南海トラフ地震防災対策計画【消防計画, 予防規程, 防災規程等】作成例

## 第〇節 南海トラフ地震対策

## (目的)

第〇条 この計画【規程】は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

## (組織)

第〇条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

## (隊長等の権限及び業務)

第〇条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
  - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
  - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
  - 四 従業員を〇〇（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
  - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

## (従業員の責務)

第〇条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。

(情報収集連絡班の業務)

第〇条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第〇条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第〇の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲示等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(応急的保安措置)

第〇条 津波到達までに時間的余裕がある場合は、二次災害の発生を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 あらかじめ定めた手順に基づき、製造・入出荷設備の安全な停止、漏洩等の被害を最小限にする等の措置を講ずること。
- 二 津波浸水による容器の事業所外への流出防災対策、タンクローリーの事業所外への流出防止措置及び安全な場所への退避等の措置を講ずること。
- 三 一及び二の応急的保安措置完了後は、直ちにその旨を隊長に報告するとともに、あらかじめ定めた避難開始基準に基づき、速やかに避難を開始すること。

(その他不測の事態)

第〇条 隊長は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この対策計画【消防計画、予防規程、防災規程等】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

- 2 各班の班長は、班がこの対策計画【消防計画、予防規程、防災規程等】どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第〇条 隊長【防火管理者，防災管理者】が行う防災訓練は次による。なお，訓練は年1回以上行うものとする。また，地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第〇条 隊長【防火管理者，防災管理者】が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 六 南海トラフ地震対策として今後，取り組む必要のある課題

(広報)

第〇条 隊長【防火管理者，防災管理者】が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- 一 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止，顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動，自動車運転の自粛等，防災上とるべき行動に関する知識
- 二 正確な情報入手の方法
- 三 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 四 各地域における避難対象地域，急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 五 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識  
現地の地理に不案内な観光客等に対するパンフレット・チラシ・避難誘導看板設置による避難対象地域や避難場所，避難経路等に関する広報

※1 この例は，ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

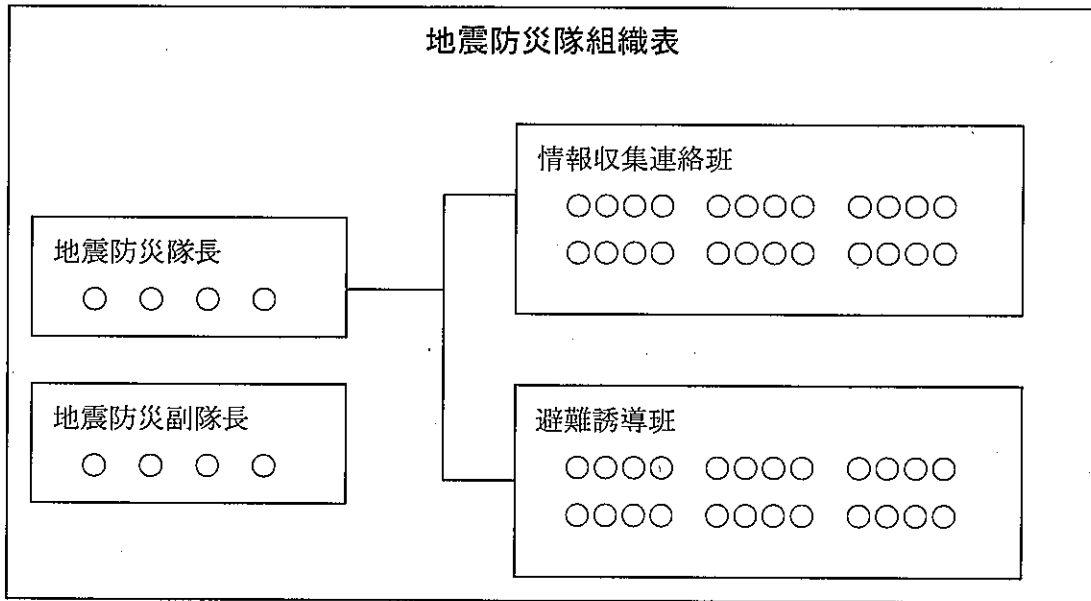
事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

※2 本文中【 】については，当該計画・規程に基づき適切な用語を記述すること。

※3 この例にある組織等を規定するうえで，地震発災時の応急対応を考えると，なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。

※4 予防規程の作成に当たっては，危険物の規制に関する規則第60条の2第1項第11号の2の規定に基づき発出している「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」（平成24年8月21日付け消防危第197号）において，地震が発生した場合に加え，地震に伴う津波が発生し，又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検，応急措置等に関する予防規程に盛り込むべき事項をとりまとめていることから，当該通知との整合性に留意されたいこと。

別表第 1



地震防災隊活動要領

担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 略 2 略 3 略
情報収集連絡班	1 略 2 略 3 略 4 略
避難誘導班	1 略 2 略 3 略 4 略

別図第○

略